

施策ごとの方針と取り組み

1) 危機管理・防災対策の推進

危機管理・防災対策の推進については、合志市地域防災計画に基づき、移動系防災無線更新整備事業に取り組み、的確な情報発信と緊急対応が可能となるシステムを構築し、あらゆる災害を想定した危機管理体制の確立に努めます。

また、地域の実情に応じた防災訓練を実施するとともに、自主防災組織を市全域で早期に結成し、併せて避難行動要支援者等の災害弱者対策について、地域と関係機関の連携を強化していきます。

消防団については、地域における消防防災の中核として、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。消防用施設・備品の整備と共に、引き続き団員確保に向け「活動の意義」、「重要性」等を広く周知していくところです。

2) 防犯対策の推進

防犯対策の推進について、地域の安全・安心を維持するため警察等関係機関との連携を強化しながら、地域ではセーフティパトロール事業及び自主防犯団体への支援事業を継続します。

また、市直営となった消費生活センターについて、相談件数が伸びている現状を踏まえ、活動の充実を図ると共に、周知・啓発に取り組んでいきます。

さらに、学校教育における情報モラル教育に関する教職員の認識を高めるとともに、保護者向けの資料配付や講話等を行い、家庭での教育の推進を図っていきます。

3) 交通安全対策の推進

交通安全対策の推進について、保育園や小中学校、子ども会、高齢者サロンや老人会などを対象に交通安全教室を開催すると共に、市の広報紙、ホームページ等を利用した啓発活動を行っていきます。

また、子どもたちの交通事故防止に向け、小中学生の自転車マナー向上や安全教育の推進を図ります。

さらに、事故多発箇所、通学路等の道路改良や交通安全施設の整備など、交通事故防止に向けた環境整備も併せて行い、総合的な交通安全対策を進めます。

4) 公共交通の充実

公共交通の充実について、市の第2次総合計画の見直しと並行し「地域公共交通計画網形成計画」及び「地域公共交通再編実施計画」を策定し、多角的な

視点でまちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築を図って行きます。また、回数券制度やバスロケーションシステムなどの周知により、市民の公共交通への関心を高め、更なる利用促進を図ります。

さらに、熊本都市圏公共交通作業部会を基本に、熊本都市圏における広域的な公共交通の連携に向けた取り組みを継続的に進めていきます。

5) 道路ネットワーク

道路ネットワークの充実について、重点区域土地利用計画の実現に向けた道路網の整備に努めるとともに、通学路となっている市道の歩道設置やカラー舗装等、安全施設の整備を進め、児童・生徒の安全確保を図ります。

また、合志市道路舗装維持管理計画に基づき、老朽化した生活道路の計画的な維持補修に努めると共に、国・県及び近隣市町との広域連携道路計画や渋滞解消に向けた協議を継続して進めていきます。

6) 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用の推進について、重点区域土地利用計画と都市計画マスタープランに基づき、地域発展のバランスを考えた土地利用を推進していきます。

特に、「御代志地区区画整理事業」（仮称）については、居住、公益施設、交通、商業などの要素を集約した、総合的な中心市街地づくりを、関係機関と協議を重ね進めていきます。

また、国・県に対し、市街化調整区域における用途規制など、土地利用上の規制緩和に対する要望を継続的に行うとともに、重点区域土地利用計画に基づく農業振興地域整備計画の個別見直しを行っていきます。

7) 地球温暖化防止対策

地球温暖化防止対策の推進については、市の特性にあった再生可能エネルギーについて検討するとともに、公共施設への太陽光発電設置、LED化などエコ化を図るとともに、ごみ減量が身近なCO₂排出量削減や地球温暖化防止対策などにつながるという啓発を継続し、市民・事業者の省エネに対する意識づくりを行なっていきます。

8) 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

廃棄物の抑制とリサイクルの推進について、環境美化推進員等を通じ市民への周知・啓発を行い、ごみ減量化に向けた分別の徹底を継続して推進して行きます。また、再生資源の集団回収団体に対し、保管場所等の整備助成を引き続き行い、地域における資源物リサイクル活動を進めていきます。

また、生ごみの減量化につながる対策として「電動生ごみ処理機」のモニター制度を充実させ、普及拡大を図っていきます。

9) 住環境の充実

住環境の充実について、安心して暮らせる住環境を守るため、雨水・排水対策に取り組むとともに、第2期水道ビジョンに基づき施設の整備充実を図りながら上水道事業を進め、安心・安全な水を安定して供給していきます。

市営住宅については、長寿命化計画を基に計画的な整備と維持管理を行い、農村集落においては、里山や樹木等の管理について啓発を行い、竹林整備事業を推進していきます。

また、社会問題化している空き家等については、国が定めることとなっている施策の基本方針に沿って、「合志市空き家等対策計画」（仮称）の策定を進めます。

10) 水環境の保全

水環境の保全について、市民、事業所等に対して今後も節水への協力、地下水かん養、地下水汚染防止の取り組みなどを働きかけていきます。特に、県地下水保全条例に基づき、採取事業者へ地下水かん養や節水の取り組み強化の啓発を行っていきます。

また、農地の土壌診断を奨励し、適正な施肥、低農薬、有機農業の啓発を行うことで地下水の水質保全に努めていきます。

11) 農業の振興

農業の振興について、「人・農地プラン」に基づき青年就農給付金を交付し、新規就農者の定着と経営の安定を図っていきます。

また、県の農地集積加速化事業を活用した集落営農等の法人化を支援し、農業の中心的経営体への農地集積を図りながら、併せて遊休農地の解消に努めます。

さらに、「地産地消推進条例」に基づき、市内の農畜産物の消費拡大を推進し、地産地消の普及・啓発を図ると共に、「健康ファクトリー構想」の実現に向けた生産者、包括連携協定を結ぶ企業、関係研究機関等との産学官連携を積極的に行い、特産品開発及びブランド化による農商工連携・六次産業化を推進していきます。

12) 商工業の振興

商工業の振興については、中小企業等振興基本条例に基づき、市民や事業者

に幅広く恩恵がある「住宅リフォーム助成制度」を継続し、3ヵ年の事業検証を行いながら、更なる地域循環型商工業活性化策を「合志市中小企業等活性化会議」において検討して行きます。

また、創業支援を目的に、市商工会、日本政策金融公庫、市において、包括的連携協定を締結しており、三者の連携を密にしながら企業・事業所の規模拡大や、新たな事業への取組み等を支援していきます。

さらに、国の「地方創生総合戦略」による経済対策を積極的に活用しながら、一般社団法人「クラッシーノこうし」と連携し、ブランド品の販路拡大やオリジナル商品の開発などに取り組んでいきます。

1 3) 働く場の確保と企業誘致の促進

働く場の確保と企業誘致の促進については、昨年度立地が決定した企業の操業支援を行うと共に、積極的な企業訪問や企業セミナー等で情報を収集し、地元雇用に結びつく新たな企業誘致を引き続き進めていきます。

また、地方にしごとをつくり、安心して働けるよう国が推進する「まち・ひと・しごと創生」に積極的に取り組んでいくと共に、企業の進出に際し阻害要件となっている各種規制の緩和を強く国・県に要望していきます。

1 4) 市民参画によるまちづくり

市民参画によるまちづくりの推進について、合併10周年を迎えるにあたり、市民が一体となり合志市の更なる飛躍につながるような記念事業を開催するところです。また、28年度に熊本県で開催予定の地域づくり全国大会に向けた取り組みを検討するとともに、これを契機に市民に地域づくりに関心を持ってもらえるよう積極的な情報発信に努め、低迷している地域づくりへの機運を盛り上げていきます。

1 5) 健康づくりの推進

健康づくりの推進について、「健康増進計画」に基づき、全市的・総合的な健康づくり事業とライフステージにあわせた健康づくり事業を推進します。また、特定健診受診率の向上と特定保健指導の充実により、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図ります。特に今年度は、職員を各地区に配置し、ラジオ体操を活用した健康づくりに取り組んでいくところです。

さらに、国民健康保険特別会計の財務の安定を図るため、一般会計から一部基準外繰出しも行い、制度維持に努めていきます。

1 6) 高齢者の自立と社会参加

本年度に策定しました、平成27年度から29年度までの第6期合志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき施策の展開を図ってまいります。

まず、新たな総合事業や新規市町村事業に対応するため、非常勤の保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員等の専門職を確保し、新たな総合事業へのスムーズな移行と新規事業への実施体制を整えていきます。また、社会福祉士の増員による人的な地域包括支援センターの強化を図り、高齢者の相談窓口の充実を図ります。

高齢者の自立支援と介護予防の推進については、「脳いきいき教室」の回数を増やし、介護にならないための介護予防事業の推進を引き続き図っていきます。

さらに、シルバー人材センターの運営支援や老人クラブ連合会などの活動の活性化を図り、生活支援サービス提供者としての元気な高齢者の社会参加を支援していきます。

17) 障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者の自立と社会参加の促進について、関係団体等の活動に対して補助金の支給や大会への支援などを引き続き行うと共に、障がい者が地域で自立した生活を営む上で、必要となる地域生活支援事業をはじめとした施策を推進します。

また、障がい者就労施設等の提供するサービスや製品の周知を図るとともに、市主催の販売会の開催や販売会に関する情報の提供について引き続き行うなど、経済的自立や生きがいづくりにつながるよう就労支援の促進に努めます。

18) 社会福祉の推進

社会福祉の推進について、相談体制の充実を図るとともに、平成27年4月から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護にいたる前段階で生活困窮者を支援する必須事業を行います。また、熊本県と共同で各種任意事業にも取り組んでいきます。

さらに、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援関係者との協働により、要支援者を地域で支えあう体制づくりに努めます。

19) 子どもを見守り、育てる地域づくり

子どもを見守り、育てる地域づくりについて、4月より保育園1園が開設するとともに、「子ども・子育て支援事業計画」における新たな制度に対応した教育・保育サービス等の整備や充実を図り、保護者のニーズに対応した待機児童対策に努めます。

また、学童保育施設の充実を図るため、大規模学童クラブの分割化を進めていくと共に、子育てサロン・子育てサークルなどを通じ、地域と連携した子育て支援を進めます。

さらに、家庭における適正な児童養育、児童福祉の向上や配偶者からの暴力等に対する支援機関「女性・子ども支援室」（仮称）を新たに開設し、相談支援体制の強化に努め、地域で見守るネットワークを構築していきます。

20) 義務教育の充実

義務教育の充実について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が本年4月1日から施行されます。今後、「総合教育会議」の設置や地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策にかかる「大綱」の策定に取り組みます。

また、教職員の資質や指導力の向上を図りながら、児童生徒個々に応じた指導を行い、『生きる力』を育むため、活用力・応用力など、育成バランスの良い授業の構築に取り組みます。また、校務支援システム導入事業に着手し、教育行政の情報化に取り組みます。

学校と家庭・地域、及び幼保小中連携を進め、地域の特色を活かしながら保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます。また、地域のボランティア等を活用した「合志版コミュニティ・スクール」を推進していきます。

いじめ、体罰などについては「市いじめ防止基本方針」に基づき、その兆候の把握に努め、迅速、適切な対応を図っていくとともに、情報モラル教育に関する教職員の認識を高めながら、児童生徒、保護者に対する情報モラル教育の推進、啓発に努めていきます。

学校給食施設に対する意見を集約し、施設建設に向けた取り組みを進めると共に、校区分割、新設小・中学校の建設について、新たな議論の場を設け、学校施設の整備計画の策定に着手します。

21) 生涯学習の推進

生涯学習の推進について、効果的な周知・啓発を行い、市民のニーズにあった講座・教室を開催し、学習への参加者拡大を継続的に図ると共に、自治公民館の活動を支援していきます。

図書館運営について、より効率的な運営ができるよう業務改善を進め利用者へのサービスを高めて行きます。

生涯学習施設の適正な維持管理に努めると共に、野々島公民館の建て替えに向けた基本設計業務に取り組むなど、老朽施設の計画的改修を進めていきます。

2 2) 生涯スポーツの推進

生涯スポーツの推進について、行政と地域が密接に連携をとりながら「ラジオ体操」による全市的な健康づくり活動に取り組んでいきます。またスポーツ推進委員の活動環境の充実に努め、より多くの市民が参加しやすいように、生涯スポーツ教室の内容充実と参加啓発を推進していきます。

スポーツ施設について、市民が安心して安全に利用しやすい施設とするため、計画的な施設整備を継続して行います。

2 3) 人権が尊重される社会づくり

人権が尊重される社会づくりについて、「合志市人権教育・啓発基本計画」に基づき、より効果的な人権教育・啓発を推進します。また、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、国・県及び関係各課と連携を図り、人権教育・啓発を推進していきます。

「男女共同参画推進計画」に基づき引き続き教育・啓発を推進すると共に、「第3次男女共同参画推進計画」の策定に着手します。

インターネットによるいじめや人権侵害に対し、関係機関、関係課等と連携して情報モラル教育を推進していきます。

2 4) 歴史と伝統文化を活かした郷土愛の醸成

歴史と伝統文化を活かした郷土愛の醸成について、ふるさと探訪まちめぐりバス、特別展等を通じ、市民交流を図りながら、郷土に対する市民意識の向上に努めていきます。

市の歴史的文化財について、文化財マップを活用した啓発を行いながら、地域の管理団体と連携し、適正な管理に努めると共に、伝統文化保存団体の現状把握を行い、継承者の育成支援に努めます。

2 5) 行政改革の推進

行政改革の推進について、地方財政の厳しさが増す中で、公共施設の維持管理・更新コストが増大していくことを踏まえると、現在の公的不動産（PRE）を引き続き維持することは難しく、その削減や再配置の推進が必要であり、有効に活用することが重要です。

社会保障税番号制度の導入を見据えた市民サービス窓口の業務改善と共に、市の課題解決に向けより迅速な対応ができる組織とするため、健康福祉部の機能を強化した健康づくりの拠点づくり、教育委員会改革に合わせた教育部の拠点づくり、区画整理事業などのまちづくり事業に即応するための事業部の連携強化を図るため、ハード・ソフト両面での取り組みを進めます。市の総合計画の

見直しと併せ、第3期の「合志市行政改革大綱」及び「集中改革プラン」の策定に着手し、新たな行政改革に取り組んでいきます。

また、「合志市職員人材育成基本方針」に基づき、職員の人材育成を積極的に進めていきます。

26) 財政改革の推進

財政改革の推進について、地方創生総合戦略など国の動向や社会情勢の変化に対応しながら健全な財政運営を行います。積極的な自主財源の確保と、公平・公正な課税を図るとともに各種収納率の向上に努めます。現在の使用料、手数料が各事務事業に見合った金額となっているか、また、市民負担の公平性の観点から、公費(市)負担と受益者(利用者)負担の割合の妥当性について、検証・検討を行います。

また、第二次総合計画の策定にあわせ、新たな財政計画の策定に取り組みます。